

内務省特報



◎内務省告示第四百六十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ 本大臣ニ於テ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十八年六月十五日

内務大臣 安藤紀三郎

路線名

自愛知縣西春日井郡清洲町
至同縣一宮市中野町

昭和十八年六月十五日

工事終了ノ期日

◎東條内閣總理大臣が第八十二回帝國議會に於て爲された演説要旨左の如し

東條内閣總理大臣の演説

本日開院式に當りましては特に優渥なる勅語を賜はり、洵に恐懼感激に堪へない次第であります。私は諸君とともに謹んで聖旨を奉戴し、全力を擧げて戰時下重大なる職責の遂行に當り速に戰爭目的を達成し、もつて 聖慮を安んじ奉らんことを深く期するものであります。

大東亜戰爭勃發以來正に一年有半、皇軍將兵は 御権威の下廣

大なる戰域を占領確保し、いよいよ敵を殲し、瘴癪と鬪ひ、寒暑を冒し、風浪に抗し、あらゆる困難を克服して戰果を加へてゐる。私はこゝに諸君とともに想ひを遠く前線に馳せ忠勇無比なる

皇軍將兵の不斷の辛苦と善謀勇戰とにたいして心から感謝の誠を捧げるものである。

しかしてこの戰果を擧げるため幾多の勇士は大君の御楯として戰場の花と散り護國の神となられてゐる。殊に山本聯合艦隊司令長官の南方最前線における壯烈なる戰死、また山崎部隊長以下將兵のアツツ島における悲壯なる玉碎は強くわれら國民の胸を打つたのである。悠久の大義に生き壯烈鬼神を哭かしむる幾多忠勇義烈の將兵の最期に想をいたし日本國民たるもの誰一人としてこれら勇士に續かんと蹶起せざるものはない。敵を擊滅せんば止まさるの覺悟をいよいよ新にせざるものはない。これらの勇士あり、またこれら勇士に續くものあればこそ大東亜戰爭は必ず勝つのである。私はこゝに諸君とともに山本元帥をはじめ忠勇なる戰

殲將兵の偉大なる勳功を偲び哀悼の誠を捧げるとともにひたすら米英撲滅の一路に邁進し、もつて勇士の忠靈に應へんことを誓ふ次第である。

なほこの機會において私は諸君とともに戰傷病將兵にたいし速かに再起御奉公の日の來らんことを祈念するとともに遺族の方々にたいして心から同情の意を披瀝するものである。

いまや御稟威の下大東亞における帝國の戰略的必勝の態勢は日に日に強化せられ、大東亞における巨大なる資源は急速に戦力化せられてゐる。大東亞におけるこの態勢は正に米英の死命を制するものである。米英はいまさらながらその進展の急速なるに愕然として極力これを阻止妨害せんことを期し、唯一の恃みとする物資力の全力を擧げ、しかも手段を選ばず、さらにはあらゆる策謀を回らしてしきりに反攻の氣勢を示すにいたつた。

しかしながらくのごときは帝國の當然豫期してをつたところで皇軍は敵のこの反攻の機を捉へ隨時隨所にこれを撃滅するはもとより、さらに敵屈服の手段を進めてゐる。現に皇軍は支那方面において、印緬國境方面において將また太平洋の各方面にわたり、雄渾なる作戦を展開し、さらに敵に對します／＼深刻なる打撃を加へんとしてゐるのである。かくして戰局はいよ／＼重大を加へ反復する戰闘はます／＼苛烈悽愴の度を加ふるにいたつた。大東亞における必勝の態勢に立ち、一億國民が國難の加はる毎に

いよ／＼燃え上る必勝の信念をもつて忠烈なる傳統の國民性の眞價を發揮するの秋はまさに到來した。

以上的情勢に對處し私は國民諸君とともに敵米英の内に祕めた深刻なる苦惱を見逃すことなく、いよ／＼必勝の確信のもとにあくまでも全力を盡くして米英屈服の最後の日まで意思と意思との戰を戰ひ抜き、もつて聖慮を安んじ奉らんことを期する次第である。

現下大東亞の動向を大觀するに諸國家、諸民族の帝國に對する信賴、大東亞戰爭完遂に對する眞摯にして自發的な協力は日に月にその力を加へてゐる。私は最近中華民國、滿洲國および比島を訪問いたし、親しく現地の實相に觸れ、要路の人々とも晤意なき懇談を遂ぐる機會を得、いよ／＼この確信を強くしたのである。

申すまでもなく大東亞を米英の多年の桎梏より永久に解放し、その本然の姿に歸らしめんとするは帝國不動の大方針であり、帝國の施策はこの大方針に則り終始一貫して今日におよんでゐる。

大東亞戰爭勃發以來一年有半、今や大東亞十億の民衆はわが眞意を諒解し、日本の大東亞戰爭完勝なくして大東亞の解放なく、新しき大東亞の建設なくして大東亞民衆の福祉なしとする確信が澎湃として起りつゝある。まことに大東亞のため御同慶に堪へない次第である。

以上のごとき情勢に對處し帝國としては諸國家諸民族の誠意と協力とに應ぐ、この際さらに新たなる施策に出づることを必要と考へてある。

今その主要なるものについて政府の所信を率直に申上げたい。

滿洲國については同國は帝國をみると親邦をもつてし、畏くも皇帝陛下御躬ら率先御垂範あそばされ、國民上下一致帝國に對する物心兩方面の協力まことに大なるものがあり、兩國の交誼は眞に間然するところがないのである。帝國としてはますくその信倚に應へその健全なる發達にいよ／＼力を效さんとしてゐるのである。

中華民國については汪主席以下官民ともにいまや帝國の誠意ある態度に心から共鳴し、日華共同宣言の精神の下に目下相携へて着々として共同の目的に邁進しつゝある。百年の久しきにわたり米英の世界制覇の野望に炎炭の苦しみを重ねて參つた中華民國は、いまやその羈絆を脱し、自強の道を譲じ、完全なる自主獨立の國家として帝國と相共に新しき大東亜建設にその大いなる實力を發揮せんとしてゐるのである。かくて中國民衆多年の宿望たる中國人の中國の理想はまさに達成せられつゝある。最近顧炳勳、孫殿英、樊子恒などの將軍をはじめとして幾多の人士が踵を接して重慶政權の傘下を離れ、汪主席と行動をともにするにいたりつゝあることも中國更生の當然の歸趨を如實に示すものである。この中

國の興隆は中國のため大東亜のためはたまた世界人類のためまことに慶祝に堪へない次第である。

この時に方り帝國はこの中華民國の興隆を心より祝福するとともに今後いよ／＼これを支援するの決意を深くし、進んで日華間の條約に根本的な改訂を加へ兩國の協力の態勢にさらに一步を進めんとするものである。

泰國については同國が多年の米英との複雜機微なる關係を一擱し、敢然として帝國と行をともにし、ピアン首相統率の下に幾多の困難障礙を克服しつゝ一路大東亜戰爭完遂に邁進して來り、これに對し私は深く敬意を表する次第である。帝國は同國との提携を今後愈々密にし、同國の軍事、經濟、文化など各方面にわたりさらにつ一段の協力を致さんことを深く期し、同國民多年の宿望にも鑑み同國の發展のため新たな協力をなすの用意あることをこゝに表明するものである。

ビルマは御承知の通り去る三月バーモ長官を帝都に迎へ、帝國の決意を傳へたのである。バーモ長官以下各指導者のビルマの獨立ならびに大東亜戰爭完遂協力に關する眞剣なる決意の程を感得することが出來たことは御存知の通りである。しかして既に五月八日獨立準備委員會が結成せられ、着々として獨立準備の進捗しつゝあることは慶祝の至りである。私は日なづしてその準備も完了し、歴史的光榮の日の速かなことを強く期待するものであ

る。

比島についてはバルガス長官以下要路の人々が身を挺して比島再建と大東亜戦争完遂協力のために努力し、一般民衆もまた逐次帝國の眞意を諒解して積極的に協力しつゝある。比島獨立に關する帝國の態度は屢次の聲明により既に明らかなるところであるが帝國はこの際更に一步進めて本年中に比島に獨立の榮譽を與へんとするものなることをこゝに中外に宣明するものである。かつてアメリカの不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を遂つてをつた比島民衆は大東亜戦争勃發以來、いまだ二ヶ年にも満たざるに、早くもこゝに多年の宿望を達成せんとしてをる。私は比島民衆の感激に思を致し、比島のためまた大東亜のため眞に慶祝に堪へない次第である。

なほマライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等の原住民は皇軍の軍政下に營々として協力の度を増大しつゝある。即ち戦争下においても既に彼等は現地皇軍の心からなる指導により從來の精神的壓迫より解放せられ現に教育その他各種の文化的恩恵に浴し、いまだかつてなき希望に満てる生活を營んでゐる。インドネシア民衆のため誠に欣快にたへない次第である。帝國はこの際さらに進んで原住民の念願にもとづきそれゝの民度に應じて本年中には原住民の政治參與に關する措置を逐次とつて參る所存である。就中シャワについてはその民度に鑑み民衆の興望に應へ

て能く限り速かにこれが實現を期せんとするものである。
佛印については佛印當局は複雑なる情勢のもとに善處してゐるのであるが、帝國は共同防衛に關する日佛議定書の精神に基づき、佛印とのいよ／＼緊密なる提携をはからんとするものである。

以上のごとくにして萬邦をして各その處を得しめ、兆民をして悉くその堵に安んぜしむるわが肇國の大理想は着々として大東亜の天地に具現せられ多年米英のあくなき搾取に悩める東亜の民衆に輝かしき黎明は來つたのである。かくして大東亜の諸國家、諸民族が逞しく發展をなしつゝあるに比較して印度がなほイギリスの苛酷なる彈壓のもとに獨立完成のため大いなる苦しみをなめつゝあることに對して私は衷心より同情の意を表するとともに、憤りを感じるものである。帝國は印度民衆の敵たる米英の勢力を印度より驅逐し、眞に獨立印度の完成のためにあらゆる手段をつくすべき牢固たる決意をもつてゐる。しかして澎湃たる印度民衆の熱望は必ずや實現せられ、米英勢力は驅逐せられ、印度の自由と繁榮とのもたらされる日の遠からざることを私は信じ、かつその一日も速かならんことを期待するものである。
翻つて歐洲の形勢をみると獨伊をはじめ盟邦諸國は帝國との結束いよ／＼固く一路最後の勝利に向つて邁進してゐるのである。今日までに築き上げたる必勝の地位と不動の指導力とのもとに行

はるゝ獨伊など歐洲盟邦諸國の雄渾なる戰爭遂行に對し、私はその成功を確信するものである。帝國としては今後ともいよ／＼緊密なる連繫、支援のもとに相ともにあくまでも米英を擊摧せんことを誓ふものである。

今や敵米英は目的のためには手段を選ばず到るところ平和を攪亂し隨所に禍亂を擴大し、中立國を戰禍に巻込まんと狂奔してゐる。かれらは他國を誘つてともに戦ふや自らは直接の鬱禍を避けたる國をしてその矢面に立て、しかも戦ひ一度利あらざればこれを躰履のごとく捨てゝ顧みず、かつての宣言、約束のごときは只一片の反古として葬り去つてゐるのである。さきには小國のためにその獨立擁護を叫び、今や掌をかへして大國のためにその專制支配を唱へその間何らの操守なく、専ら他國の犠牲において自國の安逸を貪り、しかも恬として恥ぢないのである。この暴虐無残なる行動に對しては神人ともに許さざることである。なほこれらの策謀にも拘らず中立を堅持しつゝある國々に對して私はこゝに深く敬意を表する次第である。しかも帝國とこれらの國々とは極めて友好なる關係を持続してゐるのであつて、今後いよ／＼親密ならんことを祈念するものである。

今や内外の情勢まことに重大である。この重大なる情勢下において一億國民は擧げて皇民たるの本分を完うすべく戦意を新にしてゐる。戰場の將兵の心を心とし全力を盡くして一路征戰完勝に

突進するの誓ひを新にしてゐるのである。このときには當り政府は一億國民の陣頭に挺身し、この新にせる誓ひを必ず實踐に移さんことを期するものである。作戦に必勝し、建設に必成し、もつてこの大戰争を完遂するためには政府は國の内外を問はず如何なる妨害も如何なる障礙も斷々乎としてこれを突破克服せんとするものである。幸ひ生産の現況は國民諸君の熱意と努力により、昨年末より著しく改善増強のあとを示してゐるのであるが、政府はこの上とも官民一致決戰態勢を強化し、國を擧げてさらに戰力增强の一點に集中せんとするものである。

政府が今回臨時に帝國議會の開會を奏請して企業整備、食糧緊急増產などに關する豫算案および法律案を提出いたしたのも實に以上の主旨に出でたものである。

今次の企業整備は決戰下さらには直接戰力の急速増強のため從來の企業整備の主旨を擴充し、產業の各分野にわたり、徹底的なる整備を行ひ、國民の悉くをして戰力増強に寄與せしめんとするものである。しかしてこれが圓滑なる遂行を期するためには國民全般の協力を絶対必要とするのであつて、國民諸君は十分政府の意のあるところを諒とせられ、一日も早く整備を完了し適材適所各自の能力を遺憾なく發揮し得るごとく積極的に協力せられんことを願つてやまない。また今次の措置に伴ひ數十億の金額が放出せらるゝこととなるのである。この莫大なる資金の撒布に對處する

ためとくに企業整備資金措置法案を提出した次第である。もとより一億國民は貯蓄の増強に消費の節約に努力してゐるのであるが、さらにこの際浮動購買力の抑制、國家經濟秩序の維持などにつきこの上とも一層の力を傾注せられたい。

また戰時國民生活の確保に必要な食糧についてもとより政府としても萬全の措置を講じてゐる。しかしながら戰爭の現段階においてはつねにあらゆる事態を考慮し、食糧の自給自足のため格段の力を效さなければならない。政府はこの主旨に基づき米麥のみならず甘藷、馬鈴薯などを含めて長期的な増産をはかることを期する所存である。

なほ政府はこの上とも敏速果斷なる行政の運営をはかるとともに戰争遂行に直接關係なきものは悉くこれを中止または廢止し、官民ともに全力を擧げて生産に動員し、もつて戰勝の一途に邁進せんことを期してゐる。今回政府が府縣會議員の選舉などもこれを行はざることとし、これに關する法律案を提出したのもこの主旨に出づるものである。

以上申述べたる政府の所信を諒解せられて政府提出の豫算案および法律案について、何卒御審議の上速かに協賛を與へられんことを切望する次第である。

◎全國土木主任官事務打合會

内務省では六月二十三日午前八時より本省會議室に地方土木主任官事務打合會を開催

道府縣土木部課長および都市計畫課長など五十一名、本省側より安藤内相以下各關係課長および農林省井出山林局長出席

以下左の指示事項につき各關係課長より指示説明があり地方に於ける聽取指示事項に對する質疑應答を重ねた。訓示及指示事項左の如し。

地方土木主任官事務打合會日程

六月二十三日(水曜)

午前八時	正午	午後一時	三時半	三時四時
十二時		二時半	三時	四時
		四時	五時	
大臣訓示	大臣招待	國土局	文書課	
國土局	(大臣官邸)	關係	遞信省	
關係		關係	關係	
		懇談		

地方土木主任官會議に於ける内務大臣訓示

會議の初めに於きまして一言御挨拶申上げます。

大東亜戰爭開始以來御稟威の下皇軍將兵の善謀力戰に依りまして世界史上未會有の大戰果を挙げ廣大なる大東亜の各要域を占領確保致しまして既に戰略的に不敗の態勢を確立したのであります。然ながら敵國米、英は其の豊富なる資源と强大なる工業力を恃みまして只管軍備增强に邁進し、打續々敗戦にも不拘執拗なる

反攻を繰り返し來り戰の様相は愈々熾烈の度を加へつつあるのであります。

前線に在りましては御承知の通或は寒風凜烈たる北海の孤島に於て或は炎熱灼くが如き南海の涯に於て忠勇なる我が將兵は言語に絶する苦勞を嘗めつゝ奮戦致して居るのでありますと其の死闘の模様は洵に鬼神を哭かしむるものがあるのです。

殊に山本聯合艦隊司令長官の壯烈なる戰死、アツツ島に於ける山崎部隊全員の玉碎は眞に我々一億同胞の痛惜措く能はざる所でありまして敵米軍撃滅せんば已まづの敵愾心を愈々昂揚せしめられたのであります。

戰は正に體愴なる連續決戦の段階に突入し而も勝負の山は茲一
兩年にあるのであります。
従ひまして此の困難なる日々の決戦に勝ち抜き大東亜共榮閣建
設の大業を完遂せむが爲には寸刻も早く物心兩面に亘る一億總額
起の國內諸態勢の確立を圖り總てを擧げて戰力増強、總力發揮の
一點に集中することが絶對要緊なのであります。

而して土木事業の諸施策は時局下戰力の飛躍的増強、國民生活
の安定確保等戰時下國內諸態勢の整備強化の基礎的要件を爲すものとして昨今極々其の堅要の度を加へつてあるのでありますと
一線に於て地方土木事業を執行して居られる各位の職責は誠に重
且つ大なるものがあるのであります。

而も一方に於ては行政簡素化に依る多數職員の減員、大陸並に
南方要員の派出及工事用資材並に勞務の需給窮迫等の爲に今後の

土木行政運営には未だ曾て無き多大の困難が豫想せられ各位の御
勞苦は絶大なるものがあると存ずるのであります。但し面戦の勝
敗を決するには時を逸せず機を失はざることの極めて重要なは
古今を通ずる鐵則であります。從て需給窮迫の不利に藉口して時
機を失し爲に戰力増強上至大の障礙を及ぼすが如きことは斷じて
許されざる所で有ります而して斯の如き相反する事情を克服して
國家の要請に即應するには勢ひ技術者の大なる創意工夫の力に待
つ所又頗る多きを加ふるのであります。

各位は茲に深く思を致し率先陣頭に立ちて部下職員を勉勵し挺
身奉公の實を擧ぐると共に特に土木事業の企畫執行に方りては時
局の要請に應へて戰力増強の一點に重點を集中し且つ工事の施行
に付ても徹底したる改善の工夫を加へ凡ゆる惡條件を克服し以て
戰時下土木事業の重要使命達成に萬遺憾なきを期せられ度いので
あります。

當面各般の重要な問題に就きましては別に指示する所があります
から何卒充分に御協議懇談を遂げられ本日の會議の所期の目的を
達成せられむことを切望致します。

一、戰時下土木事業ノ運営ニ關スル件
土木關係諸施設ハ戰力増強ノ基礎的要件トシテ戰局ノ推移ト共

ニ極々其ノ緊要度ヲ加ヘツアルモ一面職員ノ減少及土木用資材並ニ勞務ノ需給逼迫ニ伴ヒ今後事業ノ遂行ニハ多大ノ困難アルヲ免レズ。各位ハ茲ニ深ク思ヒヲ效シ部下職員ヲ督勵シテ挺身奉公

ノ精神ヲ振起セシメ（一）土木事業、都市計畫事業ノ企畫實施ニ當リテハ軍事防空ニ關スルモノハ固ヨリ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶及航空機等重要軍需物資ノ生産擴充、食糧增產、輸送力ノ強化、災害ノ防除復舊等ニ關聯シ戰力增强上眞ニ緊急ヲ要シ且ツ短期間

ニ效率ヲ發揮シ得ルモノニ總力ヲ集中シ特段ノ創意ト工夫トヲ加ヘテ時局下緊要ナル工事特ニ國庫補助事業等ノ急速ナル完成ヲ期スルト共ニ（二）工事ノ施行ニ當リテハ曩ニ通牒シタル土木工事戰時規格ノ徹底並ニ工作物築造統制規則ノ圓滑ナル運營ニ留意シ以チ資材労力ノ節減ヲ圖リ（三）特に資材ノ入手確保並ニ之ガ重點的活用等資材事務ノ取扱ニ付遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、土木諸施設ノ防空ニ關スル件

最近ノ空襲必至ノ情勢ニ鑑ミ防空態勢ノ確立ヲ圖ルノ要誠ニ緊切ナルモノアリ就中大規模且ツ頻度ノ空襲ニ依ル重要都市及道路、水道、橋梁、港灣等各種土木諸施設ノ破壊ハ其ノ影響スル所治安上、生產擴充上、海陸輸送上頗ル大ナルモノアルヲ以テ之ガ破壊ニ對スル防護並ニ復舊對策ノ確立ハ刻ト喫緊ノ要務ナリ。各位ニ於テモ既ニ之ガ萬全ノ方途ヲ講ジ萬遺憾ナキヲ期セラレツツアルモノト信ズルモ其ノ重大性ニ鑑ミ防衛當局ト齊接ナル連繫ヲ

保チ更ニ一段ト其ノ組織、設備資材方法等ニ付充分ナル検討ヲ加ヘラレ實戰即應ノ態勢ヲ整ヘラレタシ

一、土木要員ニ關スル件

從來南方其ノ他ニ對スル土木要員ノ送出並ニ土木器具機械ノ貸與ニ付多大ノ御協力ヲ煩シ感謝ニ堪ヘザル所ナルモ今後益々其ノ必要性ヲ加フルノ情勢アルニ鑑ミ尙一層協力セラレムコドヲ望ム

一、新興都市ノ整備ニ關スル件

軍需生産ノ擴充強化ニ伴ヒ各地ニ新興都市ノ簇生ヲ見ツツアル處之ガ整備ハ生産ノ增强並ニ人材の國力ノ育成ニ至大ノ影響アルヲ以テ綜合計畫ノ樹立並ニ事業ノ實施ニ付時段ノ努力ヲ拂ヘレタシ

一、軍關係都市ノ施設整備計畫ニ關スル件

戰爭ノ遂行ニ伴フ陸海軍部隊並ニ陸海軍關係施設ノ飛躍的擴充増強ニ應ジ所在市町村ノ膨脹著シキモノアルモ之ニ對應スル施策伴ハズ爲ニ動モスレバ都市ノ適止ナル發展ヲ期シ難キモノアル實情ニ鑑ミ之等ノ都市ノ特質ニ應ジ各種施設ノ綜合的整備計畫ノ樹立ニ努メラレタシ

一、河川ノ維持管理ニ關スル件

近年河川ノ維持管理ニ關スル費用ハ物價ノ騰貴又ハ維持管理ヲ要スル施設ノ増加ニモ拘ラズ顧ミラルコト妙ク爲ニ河川ハ逐年荒廢シ水害ヲ增大セシメツツアルハ洵ニ遺憾ナルヲ以テ各位ハ重大時局ニ思ヲ效シ河川ノ維持管理ノ強化ニ格段ノ考慮ヲ拂ヒ如上

ノ禍根芟除ニ努メラレタシ

一、災害復舊工事ノ促進ニ關スル件

災害復舊工事ハ其ノ性質ニ鑑ミ急速ニ完成セシムヘキモノナル
ニ拘ラズ年々多額ノ國庫補助金ノ繰越ヲ爲シ或ハ國庫補助年度ヲ
経過スルモ尙工事完成ニ至ラザルモノアリ爲ニ各種ノ損失ヲ蒙リ
ツツアルノミナラス徒ニ復舊工費ノ増嵩ヲ招來スルニ至ル等遺憾
トスル所歟カラズ時局ノ進展ハ今後所要資材勞務ニ極度ノ壓縮ヲ
加フルノ已ムナキ情勢ニアルヲ以テ各位ハ之ガ促進ニ格段ノ懲慮

工夫ヲ效サレタシ

一、代用工法ノ調査研究ニ關スル件
時局下土木工事用資材ノ極度ニ壓縮セラレツツアル現況ニ鑑ミ
ルモ代用工法ヲ以テ職時下土木工事ノ促進ヲ期スルノ要緊切ナル
モノアリ。仍チ速ニ之ガ調査研究ヲ遂げ實施ヲ圖ルノ要アリ各位
ハ之ガ調査研究ニ力ヲ效サルト共ニ實施ニ一段ノ方途ヲ講ゼラ
レタシ

ヲ來シ延テハ水害ノ誘因タルベキヲ以テ各位ハ之ガ對策ニ遺憾ナ
キヲ期セラレタシ

一、水ノ利用増進ニ關スル件

河水ハ電力ノ増強ニ生産力ノ擴充ニ、食糧ノ增産ニ益々其ノ重
要性ヲ加ヘ來リタルヲ以テ河川管理ヲ擔當セラルル各位ニ於テハ
其ノ利用増進ニ關シ一層ノ努力ヲ拂ハルト共ニ利用者相互間ノ
調整ニ關シテモ充分意ヲ用ヒ以テ水利資源ノ活用ニ依リ戰力増強
ニ努メラレタシ

一、食糧増產應急對策ニ關スル件

休閑地ノ利用増進ヲ圖リ戰時下農產ノ確保ヲ期スルハ刻下ノ急
務ナルニ鑑ミ土木關係ノ休閑地利用ニ關シ疊シ通牒シタル次第ナ
ルヲ以テ各位ハ積極的ニ之ニ協力スルト共ニ適切ナル指導ト監督
ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、道路交通調查ニ關スル件

道路ニ關スル交通情勢ヲ明カニスルコトハ道路ノ整備改良ヲ総
合的ニ計畫執行スル上ニ極テ緊要ノコトニ屬スルヲ以テ從來五年
目毎ニ本調査ヲ施行シ來レリ、而シテ本年度ハ恰モ前回ノ調査ヨ
リ五年目ニ相當シ且時局ノ進展ニ伴ヒ道路ノ交通情勢ハ變化特ニ
顯著ナルモノアルヲ以テ國道及府縣道中重要ナル路線ニ付調査ヲ
施行セントス各位ハ克ク其ノ目的ヲ諒得シ調査ノ完畢ヲ期スルコ
トニ努メラレタシ

近時木材ノ需要激増ニ伴フ森林ノ増伐ハ水源山地ノ著シキ荒廢

一、森林伐採對策ニ關スル件

一、電氣通信線路建設等ノ爲ニスル道路ノ占用並費用ノ負擔等ニ關スル内務、遞信省新協定成立ニ關スル件

遞信省所管電氣通信線路ノ建設、移轉等ノ爲ニスル道路ノ占用並費用ノ負擔等ニ關スル新協定成立シ本年一月ヨリ實施スルコト

トトナリ義ニ其ノ旨通牒セラレタリ各位ハ新協定成立ノ趣旨ニ鑑ミ戰時下道路、通信兩事業ノ圓滿ナル遂行ニ協力セラレタシ

一、港灣ニ於ケル荷役能力ノ増強ニ關スル件

戰時下石炭、鐵等ヲ始メ重要物資ノ迅速圓滑ナル輸送ヲ計ルハ泊ニ喫緊事ニシテ特ニ港灣ニ於ケル荷役力ノ増強並ニ陸運轉換ニ伴フ港灣、運河、河川等ニ於ケル水運並ニ水陸連絡諸施設ノ整備ヲ要スルヤ切ナルモノアリ各位ハ克ク其ノ實情ヲ究メ應急的施設ニ關係トノ連絡ニ或ハ港務ノ取扱上等ニ一段ノ研究ト工夫ヲ遂ゲ以テ適切ナル對策ヲ講ジ之ガ目的達成ニ萬遺憾ナカラシマラレ

タシ

（◎）地方廳協議會の創設

情報局發表（二十八日午後五時半）「地方行政刷新強化に關する件」

現下地方政府の重要な性に鑑み府縣割據の弊を防除し關係都廳府縣間の行政の綜合連絡調整を圖り更に進んで特別地方行政官廳の所管行政にも亘り各種施策の綜合的運営を具現し以て各種地方官廳を擧げて渾然一體となり戰時地方政府の振作に邁進するの態勢

を整へんとす、その要綱左の如し

地方行政刷新強化方策要綱

一、地方別に地方行政協議會を左の如く設置すること

（イ）設置すべき地方

北海地方 北海道、樺太

東北地方 青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣

關東地方 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、警視廳

東海地方 静岡縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

北陸地方 新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

近畿地方 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣

中國地方 島根縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、山口縣

四國地方 德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

九州地方 福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

（2）組 織

協議會は會長一人および委員若干人を以てこれを組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充て

委員は會長たる者を除く外當該地方内の地方長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局長、鐵山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官

事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き、又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 権限
地方行政総合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運営

(イ) 本協議會の運営についてはその敏捷適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ロ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戦時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の総合連絡調整を圖るために必要あるときは關係地方長官に對し必要な指示をなしおよび特別行政官廳の行政に關しては所管大臣に對し當該特別地方官廳に對し必要な指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を増置すること

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官（假稱、勤任官）専任一人を置き知事の命を承け當該協議會の關係地域

内における各種行政の総合連絡調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に當らしむ

◎ 地方協議會の所在地

協議會は地方連絡協議會の關係區域を基礎としたもので、從來この幹事をつとめてゐた府縣に地方行政協議會が置かれることがある地方行政協議會の所在地はつぎのごとくである。

一、北海地方行政協議會 北海道

一、東北地方行政協議會 宮城

一、關東地方行政協議會 東京

一、東海地方行政協議會 愛知

一、北陸地方行政協議會 新潟

一、近畿地方行政協議會 大阪

一、中國地方行政協議會 廣島

一、四國地方行政協議會 愛媛

一、九州地方行政協議會 福岡

◎ 地方特別官

地方行政協議會委員の構成は地方長官の外、財務局長、關稅長、地方專賣局長、營林局長、鑑山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局長、海務局長、遞信局長、鐵道局長及び勞務官事務所長である。